特大車

				下硯川
			熊本北	400.305
		西合志	474.720	725.025
	合志	393.540	718.260	968.565
大津西	461.190	704.730	1,029.450	1,279.755

１．［２］⑴③ロのうち、「、ノ」を「、オ」に、「及びク」を「及びヤ」に改める。

１．［２］⑵⑱ロのうち、「、今治小松道路」を「、中九州横断道路、今治小松道路」に改める。

別添３のうち、

「

	熊本
北熊本スマート	9.2

」を

「

		熊本
	熊本北	7.8
北熊本スマート	1.4	9.2

」に改める。

別添５のうち、名神湾岸連絡線の次に、

「中九州横断道路

				下硯川
			熊本北	3.7
		西合志	4.8	8.5
	合志	3.6	8.4	12.1
大津西	4.6	8.2	13.0	16.7

」を加える。

別添６のうち、Ａの項中、

「湯浅御坊道路」の次に

「中九州横断道路」を加える。

３．［２］⑵②ロのうち、「０円」を「「０円」」に改め、同③のうち、「令和７年11月10日から令和７年11月22日まで」を「令和８年８月24日から令和８年９月５日まで」に改める。

３．［３］⑰①のうち、「及び京都府道路公社」を「、京都府道路公社及び兵庫県道路公社」に、同②のうち、

「

類別	周遊エリア	利用可能日数	軽自動車等	普通車
乗り放題プラン	大丹波	２日間	2,400	3,000

」を

「イ　令和８年７月31日まで

類別	周遊エリア	利用可能日数	軽自動車等	普通車
乗り放題プラン	大丹波	２日間	2,400	3,000

ロ　令和８年８月１日以降

類別	周遊エリア	利用可能日数	軽自動車等	普通車
乗り放題プラン	大丹波	２日間	2,600	3,200

」に改め、同④イ⑷に掲げる表に次のとおり加える。

兵庫県道路公社が管理する遠阪トンネル	全区間（令和８年８月１日から適用する。）

３．［３］⑱の次に次のとおり加える。

⑲　企画割引「山陰まんなか出雲路ドライブパス」

①　割引をする自動車

④イの各項に定める発着エリア内のインターチェンジから④ロ⑷に定める周遊エリア内のインターチェンジまで、④ハ⑷に定めるインターチェンジのうちいずれかを経由して往復（④ハ⑷に定めるインターチェンジ間を乗り継ぐ場合を含む）し、④ロ⑷に定める周遊エリア内を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した利用可能日数及び連続する利用期間内の通行に対して、本割引を適用する。）

②　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次表の額（単位：円）とする。

類　別	発着エリア	周遊エリア	利用可能日数	普通車	軽自動車等
往復料金セットプラン	滋賀・京都	島根県東部	２日間	9,300	7,500
	滋賀・京都	島根県東部	３日間	10,000	8,100
	大阪・兵庫	島根県東部	２日間	7,800	6,300
	大阪・兵庫	島根県東部	３日間	8,500	6,900

③　実施する期間

令和８年８月17日から令和８年12月31日まで（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

④　適用区間

イ　発着エリア

⑷　滋賀・京都エリア

路線名	対象区間
中央自動車道西宮線	蒲生スマートインターチェンジから大山崎インターチェンジまで及び大山崎インターチェンジから久御山淀インターチェンジまで
近畿自動車道名古屋神戸線	甲賀土山インターチェンジから大津ジャンクションまで及び草津ジャンクションから大津ジャンクションまで
京滋バイパス	全区間
京都縦貫自動車道	千代川インターチェンジから大山崎インターチェンジまで
第二京阪道路	起点から久御山ジャンクションまで